滋賀県職員組合現業職員協議会
2025年度 賃金・労働条件改善要求書

貴職におかれましては、地方自治の発展と県民福祉向上へのご尽力に敬意を表します。

さて、県人事委員会は10月20日、今年度の給与に関する勧告を行いました。私たちの賃金が事実上、人勧制度の制約を受けている中で、国、県の都合で抑制されることは断じて認められません。私たちが暮らしに不安を感じることなく、職務に専念できる賃金・労働条件を県当局が責任を持って改善されることが必要です。

貴職におかれまして、今年度の賃金確定にあたり、私たちの暮らし、厳しい職場の実態にしっかりと目を向けていただき、以下の通り、賃金・労働条件の改善を強く求めます。

1. 基本賃金の改善について

(1) 現業職員の賃金・労働条件については、労使合意が大原則であることを確認するとともに、現行の給料表の考え方を堅持すること。

(2) 現行の技能労務職給料表を行政職給料表(二)水準に移行しないこと。

(3) 技能労務職の賃金体系を一本化し、職種間格差を解消するとともに、60歳までは昇給可能となるよう給料表の号給延長を行うこと。

(4) すべての職種に「技師」昇任の適用を行うとともに、2欄への移行は現行経験年数を見直し、昇任とともに1号上位格付けを行うこと。また、1欄から2欄への移行時に4号上位に格付けすること。特に、資格・免許のない技術員、業務員は速やかに改善すること。

(5) 一時金の職務段階別加算制度を見直し、10%の適用年齢を改善すること。

(6) 中途採用者の民間経験の換算率を100/100とした改善について、民間経験のある全ての職員を対象とすること。

(7) 「年齢別初任給基準」を改善すること。

(8) 60歳を超える職員の賃金について少なくとも現職時の75%水準以上に改善し、期末勤勉手当の役職加算については10%とすること。

2. 諸手当関係について

(1) 年度途中の採用者については、退職金算定基礎に端数月数を加算すること。また、退職金の基本額の算定における給料の月額は上記の調整後の給料月額とすること。

(2) 近年、記録的猛暑が続く中、ハウス内薬剤散布作業には熱中症等の危険を伴うことから、同作業に対する手当を新設すること。

(3) 危険物取扱など、採用時の条件にない資格で行う業務についての手当を新設すること。

(4) 水防・雪寒対策については、命令を受けた時点から超過勤務手当の支給対象とすること。
また、年末年始の勤務については、年末年始手当を支給すること。

(5) ダム湖での船舶上の採水調査、清掃を行っているが、危険な業務であることから、特殊現場作業手当の増額、対象拡大を行うこと。

(6) 緊急用の携帯電話等を自宅に持ち帰り、その対応に備えて自宅待機を命ぜられ、実質的な拘束を受ける職員について、「オンコール手当（自宅待機手当）」を支給すること。

(7) 所定労働時間以外の時間帯に、緊急対応のため自宅等で電話指示や相談等の実務を行った場合は、第一報を受けた時点から業務完了の報告を受けた時点までの「手待ち時間」を含む全ての時間について、時間外勤務手当を支給すること。

(8) 超過勤務手当縮減のための週休日の振替を強制しないこと。

(9) 通勤手当は職員に自己負担を生じさせないことを基本にして、駐車・駐輪料金については全額を支給すること。また、自家用車利用にかかる通勤手当を引上げ、使用道路の距離区分の拡充を行うこと。

(10) 扶養手当について、子に係る扶養手当を大幅に引き上げること。また、配偶者にかかる扶養手当は廃止しないこと。

(11) 再任用職員の一時金、扶養手当等の生活関連手当について退職前と同様に支給すること。

(12) 特地勤務手当の地域手当との減額調整措置を廃止すること。また、特地勤務手当に準ずる手当については、新たに採用された職員も対象とすること。

3. 業務体制の確立について

(1) 技能労務職員の退職が見込まれる時は退職前に正規採用し、技術や知識の継承等がスムーズに行えるよう1年以上の引継期間をとって職員を採用すること。また、職種にかかわらず、欠員が生じないよう正規職員で補充すること。特に以下の職種ごとに改善・対応を図ること。

①畜産技術振興センター技術員について、複数名を正規職員で採用することとし、人員不足を補うため前倒しで採用すること。

②農業技術振興センター花・果樹研究部と栽培研究部技術員の補充を正規職員で行うこと。

③ダム管理技術員は、引き続き配置すること。

④道路管理技術員は正規職員で補充すること。

⑤福祉施設、子ども家庭相談センター一時保護所、特別支援学校、定時制高校の調理業務は直営とし、調理師は正規職員で採用すること。

(2) 職員採用にあたっては、採用募集時期を早め人材確保に努めること。

(3) すべての職種の業務について、事務分掌を遵守すること。

(4) 再任用制度について、技能労務職員は定年退職時の勤務職場での継続勤務を基本とし、賃金労働条件の大幅な改善を図ること。

(5) 現業業務体制における職員配置定数の変更、確定については、職員組合との協議事項とし、協約を締結すること。

(6) 管理職員が危険物取扱責任者等の資格を保持できるよう、今後、施設管理業務を担う可能性のある職員、特に若年層職員への資格取得を奨励すること。

4. 定年年齢の引き上げに関して

(1) 65歳まで働き続けられる職場環境を整備すること。

(2) 現業職員は60歳を超えても同じ仕事をしており、職務・職階や責任は何ら変わることはない。同一労働同一賃金の原則から60歳に達した翌年度からの賃金引き下げは行わないこと。

5. 人事異動について

(1) 人事異動については「現地採用」の経緯を踏まえ、本人の希望を最大限尊重すること。

(2) 組織の再編など、県の機構改変等による人事異動については事前に職員組合と協議すること。

6. 公用車の更新等について

(1) 公用車の装備選定にあたっては、職務担当職員の意見、希望を取り入れること。

(2) 公用車および建設・農業作業車等の更新については、個別の状況に即して対応すること。

(3) ダム放流警報車など緊急用車両については一定の使用年数で計画的に更新すること。また、車両の調達が困難となっていることを踏まえ、計画的に調達できるように対応すること。

7. 職場環境の改善について

（1） 貸与被服は作業性を考慮したものとし、材質等は職場の実態に合わせたものとすること。

（2） その他、現業職場からの改善要求については、誠実に対応すること。

（3） ダム湖で使用する船舶に保険加入を行うこと。

（4） 青土ダムが備えるエレベーターは老朽化し危険であるため、早期に改修すること。

（5） 畜産技術振興センターの現場に女子トイレを設置すること。

8. その他

（1） 技能労務職への人事評価制度について、業務内容に見合ったものとし、真に人材育成のための制度とすること。

2025 年 10 月 22 日

滋 賀 県 知 事　三日月 大造　様

滋賀県教育長　村井　泰彦　様

滋賀県職員組合

執行委員長　児玉　崇

滋賀県職員組合現業職員協議会

会　長　佐山　忍